

# 西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

(平成12年3月31日)

(西宮市規則第116号)

沿革

平成12年10月5日 規則25号〔1〕

平成13年1月5日 規則39号〔2〕

平成16年3月29日 規則62号〔3〕

平成18年3月30日 規則51号〔4〕

平成24年7月6日 規則23号〔5〕

令和3年11月29日 規則31号〔6〕

(趣旨)

**第1条** この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）の施行について必要な事項を定めるものとする。〔1〕〔2〕〔5〕

(用語)

**第2条** この規則における用語の意義は、法、政令、及び省令の例による。

(一般廃棄物処理業の許可及び更新の申請)

**第3条** 法第7条第1項及び第6項の規定により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業（以下「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可（更新）申請書（以下この条において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。〔3〕

2 許可の更新を申請する場合には、当該許可の有効期限の30日前までに、申請書を提出しなければならない。

3 申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

(2) 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、事務所、事業場、車両その他事業の用に供する施設を明らかにする書類及び図面

(3) 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近見取図

(4) 申請者が前2号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

(5) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員及び法第7条第5項第4号次に規定する使用人の住民票の写し

(6) 申請者が個人である場合には、申請者及び法第7条第5項第4号ルに規定する使用人の住民票の写し

(7) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

〔3〕〔4〕〔5〕〔6〕

4 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項各号に掲げる書類及び図面（同項第1号及び第8号に掲げるものを除く。）の添付を要しない。

（一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可の申請）

**第4条** 法第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可申請について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「事業計画」とあるのは「変更後の事業計画」と、同項第2号及び第3号中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同条第4項中「許可の更新を申請する者」とあるのは「一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者」と読み替えるものとする。

（一般廃棄物処理業の許可証）

**第5条** 市長は、法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処理業許可証を交付するものとする。〔3〕

2 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者（以下これらを「一般廃棄物処理業者」という。）は、当該一般廃棄物処理業許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 第1項の規定により交付を受けた当該一般廃棄物処理業許可証を紛失し、又は損傷したとき、及び当該一般廃棄物処理業許可証の記載事項に変更が生じたときは、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書を市長に提出して、当該一般廃棄物処理業許可証の再交付を受けることができる。

（許可証の返還）

**第6条** 一般廃棄物処理業者は、法第7条の4の規定により許可の取消しをされたほか、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該一般廃棄物処理業許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) その業を廃止したとき。
- (2) 許可の期間が経過したとき。
- (3) 新たに一般廃棄物処理業許可証の交付を受けたとき。
- (4) 一般廃棄物処理業許可証を損傷したとき。
- (5) 一般廃棄物処理業許可証の再交付を受けた後、その紛失した一般廃棄物処理業許可証を発見したとき。

〔3〕

（従業者証）

**第7条** 一般廃棄物処理業者は、その業務に従事する者（以下「従業者」という。）に従業者証を発行し、従業者をその業務に従事させようとするときは、常に当該従業者証を携帯させなければならない。

2 従業者は、市清掃関係職員その他の関係人の請求があるときは、前項の従業者証を提示しなければならない。

3 一般廃棄物処理業者は、従業者の住所及び氏名並びに従業者証の様式を市長に届け出なければならない。

（浄化槽清掃業）

**第8条** 第3条から第7条までの規定は、浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可及び当該許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）について準用する。

2 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業者に関する必要な事項は、市長が別に定める。

（機材の検査）

**第9条** 市長は、一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者の有する運搬車等が、法第7条第5項第3号に定める、省令第2条の2第1号(イ)に規定する基準に合致していることを確認するため、時期を定めて検査することができる。〔3〕〔6〕

(一般廃棄物処理施設の許可の申請)

**第10条** 一般廃棄物処理施設に係る法第8条第2項の申請書には、同条第3項及び省令第3条第5項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 配置図

(2) 最終処分場にあつては、次に掲げる書類及び図面

ア 埋立地の求積図

イ 土地の登記事項証明書その他申請者が当該土地を使用する権原を有することを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

〔1〕〔4〕

(一般廃棄物処理施設に係る縦覧の告示)

**第11条** 市長は、一般廃棄物処理施設に係る法第8条第4項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示をしようとするときは、法第8条第4項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 縦覧期間

(2) 一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

(3) 一般廃棄物処理施設の設置に関して利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日まで、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができること

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(一般廃棄物処理施設の許可証)〔1〕

**第11条の2** 市長は、法第8条第1項又は法第9条第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証を交付するものとする。〔1〕

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の確認)

**第12条** 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により一般廃棄物処理施設が法第8条第1項の許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを確認したときは、当該一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者に一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用前検査確認証を交付するものとする。〔1〕

(一般廃棄物処理施設の使用開始の報告)

**第13条** 一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、前条の使用前の検査の確認を受けた後、当該一般廃棄物処理施設の使用を開始したときは、速やかに一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設使用前開始報告書により市長に報告しなければならない。〔1〕

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

**第14条** 一般廃棄物処理施設に係る省令第5条の3第1項の申請書には、法第9条第2項において準用する法第8条第3項に規定する書類並びに省令第5条の3第3項に規定する書類及び図面のほか、一般廃棄物処理施設の変更に係る第10条各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。〔1〕

(一般廃棄物処理施設に係る廃止の届出)

**第15条** 一般廃棄物処理施設の廃止に係る省令第5条の4の2の届出書には、当該一般廃棄物処理施設の許可証を添付しなければならない。

(一般廃棄物最終処分場に係る埋立処分終了の届出)

**第16条** 一般廃棄物最終処分場に係る省令第5条の5第1項の届出書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、最終処分場の現況写真その他市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

(一般廃棄物最終処分場の廃止の確認)

**第17条** 一般廃棄物最終処分場に係る省令第5条の5の2の申請書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 一般廃棄物の最終処分場の埋立開始から廃止の確認申請までの間の維持管理の実績を記載した書類

(2) 跡地利用計画書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、一般廃棄物の最終処分場の状況が法第9条第5項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、前項の申請書を提出した者に一般廃棄物(産業廃棄物)最終処分場廃止確認証を交付するものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置及び変更の届出)

**第18条** 省令第5条の6第2項の届出には、法第9条の3第1項に規定する書類並びに省令第5条の6第2項に規定する書類及び図面のほか、第10条各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。〔1〕

2 省令第5条の8第1項の届出書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、一般廃棄物処理施設の変更に係る前項において準用する第10条各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分終了の届出)

**第19条** 省令第5条の10第1項の届出書には、同条第2項において準用する省令第5条の5第2項に規定する書類及び図面のほか、最終処分場の現況写真その他の市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

**第20条** 削除〔1〕

(産業廃棄物処理業の許可及び更新の申請)

**第21条** 産業廃棄物収集運搬業に係る省令第9条の2第1項の申請書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事務所及び事業場の位置並びにその付近の見取図

(2) その他市長が必要と認める書類及び図面

2 法第14条第1項に規定する許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類及び図面(その内容に変更がない場合に限る。)の添付を要しないものとする。

3 産業廃棄物処分業に係る省令第10条の4第1項の申請書には、同条第2項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事務所及び事業場の位置並びにその付近の見取図

(2) 海洋投入処分を業とする場合にあっては、次の書類及び図面

ア 積込港の平面図

イ 水域の占用を伴う場合にあっては、その水域の占用許可書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

4 法第14条第6項に規定する許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類及び図面(その内容に変更がない場合に限る。)の添付を要しないものとする。

〔3〕

(産業廃棄物処理業の事業範囲変更の許可の申請)

**第22条** 産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る省令第10条の9第1項の申請書には、同条第2項において準用する省令第9条の2第2項に規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る前条第1項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

2 産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る省令第10条の9第1項の申請書には、同条第3項において準用する省令第10条の4第2項に規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る前条第3項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(産業廃棄物処理業に係る廃止等の届出)

**第23条** 産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の10第2項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 産業廃棄物収集運搬業の廃止にあつては、当該産業廃棄物収集運搬業の許可証

(2) 住所及び省令第10条の10第1項に規定する事項の変更にあつては、同条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該事項の変更に係る第21条第1項第2号に掲げる書類及び図面

2 産業廃棄物処分業に係る省令第10条の10第2項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 産業廃棄物処分業の廃止にあつては、当該産業廃棄物処分業の許可証

(2) 住所及び省令第10条の10第1項に規定する事項の変更にあつては、同条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該事項の変更に係る第21条第3項第2号及び第3号に掲げる書類及び図面

(特別管理産業廃棄物処理業の許可及び更新の申請)

**第24条** 特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の12第1項の申請書には、同条第2項において準用する省令第9条の2第2項に規定する書類及び図面のほか、第21条第1項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。〔1〕

2 法第14条の4第1項に規定する許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず第21条第1項各号に掲げる書類及び図面（その内容に変更がない場合に限り。）の添付を要しないものとする。〔5〕

3 特別管理産業廃棄物処分業に係る省令第10条の16第1項の申請書には、同条第2項において準用する省令第10条の4第2項に規定する書類及び図面のほか、第21条第3項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

4 法第14条の4第6項に規定する許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、同項において準用する第21条第3項各号に掲げる書類及び図面（その内容に変更がない場合に限り。）の添付を要しないものとする。〔3〕

(特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更の許可の申請)

**第25条** 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る省令第10条の22第1項の申請書には、同条第2項において準用する省令第9条の2第2項に規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る第21条第1項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

2 特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る省令第10条の22第1項の申請書には、同条第3項において準用する省令第10条の4第2項に規定する書類及び図面のほか、当該事業の範囲の変更に係る第21条第3項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

〔1〕

(特別管理産業廃棄物処理業に係る廃止等の届出)

**第26条** 特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の23第2項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の廃止にあつては、当該特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証

(2) 住所及び省令第10条の23第1項に規定する事項の変更にあつては、同条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該事項の変更に係る第24条第1項において準用する第21条第1項第2号に掲げる書類及び図面

2 特別管理産業廃棄物処分業に係る省令第10条の23第2項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 特別管理産業廃棄物処分業の廃止にあつては、当該特別管理産業廃棄物処分業の許可証

(2) 住所及び省令第10条の23第1項に規定する事項の変更にあつては、同条第3項に規定する書類及び図面のほか、当該事項の変更に係る第24条第3項において準用する第21条第3項第2号及び第3号に掲げる書類及び図面

(欠格条項の解釈基準)

**第27条** 法第7条第5項第4号若しくは第10項第4号（これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）、法第8条の2第1項第4号（法第9条第2項、法第9条の5第2項及び法第9条の6第2項において準用する場合を含む。）、法第14条第5項第2号若しくは第10項第2号（これらの規定を法第14条の2第2項において準用する場合を含む。）、法第14条の4第5項第2号若しくは第10項第2号（これらの規定を法第14条の5第2項において準用する場合を含む。）又は法第15条の2第1項第4号（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による法第7条第5項第4号の規定に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第7条第1項若しくは第6項、法第8条第1項、法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項、法第14条の5第1項又は法第15条第1項に規定する許可が取り消されたことがある者で、許可をしても、当該許可が取り消されるおそれが極めて強い者

(2) 法又は法に基づく処分に違反し、公訴が提起されている者

(3) 法又は法に基づく処分に違反し、行政庁の命令又は指導に従わない者で、情状が特に重い者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかと実質的に同一性が認められる者

(5) 西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成11年西宮市条例第24号。以下「産廃紛争条例」という。）第18条第2項の規定による公表を受けた者で、前各号に掲げる者と同程度以上の確な業の遂行を期待し得ないと認められる者

(6) 前各号に掲げる者のほか、その資質及び社会的信用の面から適切な業務運営を当初から期待できないことが明らかであると認められる者

[1] [3] [5] [6]

(産業廃棄物処理施設の許可の申請)

**第28条** 産業廃棄物処理施設に係る法第15条第2項の申請書には、同条第3項及び省令第11条第6項に規定する書類及び図面のほか、第10条各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(産業廃棄物処理施設に係る縦覧の告示)

**第29条** 市長は、産業廃棄物処理施設に係る法第15条第4項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示をしようとするときは、法第15条第4項に規定す

る事項のほか、第 1 1 条各号に掲げる事項を告示するものとする。この場合において、同条第 2 号及び第 3 号中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と読み替えるものとする。〔5〕

〔3〕

（産業廃棄物処理施設の使用前の検査の確認）

**第 3 0 条** 市長は、法第 1 5 条の 2 第 4 項（法第 1 5 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により産業廃棄物処理施設が法第 1 5 条第 1 項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していることを確認したときは、当該産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者に一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設使用前検査確認証を交付するものとする。〔5〕

〔3〕

（産業廃棄物処理施設の使用開始の報告）

**第 3 1 条** 産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、前項の使用前の検査の確認を受けた後、当該産業廃棄物処理施設の使用を開始したときは、速やかに一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設使用開始報告書により市長に報告しなければならない。

（産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請）

**第 3 2 条** 産業廃棄物処理施設に係る省令第 1 2 条の 9 第 1 項の申請書には、法第 1 5 条の 2 の 6 第 2 項において準用する法第 1 5 条第 3 項に規定する書類並びに省令第 1 2 条の 9 第 3 項に規定する書類及び図面のほか、産業廃棄物処理施設の変更に係る第 2 8 条において準用する第 1 0 条各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。〔1〕〔3〕〔5〕

（産業廃棄物処理施設に係る廃止の届出）

**第 3 3 条** 産業廃棄物処理施設の廃止に係る省令第 1 2 条の 1 0 の 2 第 1 項の届出書には、当該産業廃棄物処理施設の許可証を添付しなければならない。

（産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分終了の届出）

**第 3 4 条** 産業廃棄物最終処分場に係る省令第 1 2 条の 1 1 第 1 項の届出書には、同条第 2 項において準用する省令第 5 条の 5 第 2 項に規定する書類及び図面のほか、最終処分場の現況写真その他市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

（産業廃棄物最終処分場の廃止の確認）

**第 3 5 条** 産業廃棄物最終処分場に係る省令第 1 2 条の 1 1 の 2 第 1 項の申請書には、同条第 2 項に規定する書類及び図面のほか、第 1 7 条第 1 項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。この場合において、同条第 1 項第 1 号中「一般廃棄物」とあるのを「産業廃棄物」と読み替えるものとする。〔5〕

2 市長は、産業廃棄物の最終処分場の状況が法第 9 条第 5 項に規定する技術上の基準に適合していることを確認したときは、前項の申請書を提出した者に一般廃棄物（産業廃棄物）最終処分場廃止確認証を交付するものとする。

（〔1〕）

（届出台帳の閲覧請求）

**第 3 6 条** 法第 1 9 条の 1 1 第 3 項に規定する請求は、最終処分場台帳閲覧請求書により行わなければならない。〔1〕〔3〕〔5〕

（様式）

**第 3 7 条** この規則による申請書その他の書類の記載事項は、[別表](#)のとおりとする。〔1〕

（施行の細則）

**第 3 8 条** この規則の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。〔1〕

**付 則**

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

**付 則**（平成12年10月5日西宮市規則第25号〔1〕）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成13年1月5日西宮市規則第39号〔2〕中央省庁等の改革に伴う関係規則の整備に関する規則11条による改正付則）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

**付 則**（平成16年3月29日西宮市規則第62号〔3〕）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成18年3月30日西宮市規則第51号〔4〕）

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成24年7月6日西宮市規則第23号〔5〕）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3項第5号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

**付 則**（令和3年11月29日西宮市規則第31号〔6〕）

この規則は、公布の日から施行する。

### 別表（第37条関係）

〔1〕〔5〕

様式番号	名称	記載事項	条項
様式第1号	一般廃棄物処理業許可（更新）申請書	日付、申請者の住所・氏名、許可・更新の別、業種、事業の範囲、事務所及び事業場の名称及び所在地、事業の用に供する施設の概要、処理を行う区域、従業者数、処理料金、事業開始予定年月日	第3条第1項
様式第2号	一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書	日付、申請者の住所・氏名、許可番号、許可年月日、変更内容、変更理由、変更に係る事業の用に供する施設の概要、処理料金、変更予定年月日	第4条第1項
様式第3号	一般廃棄物処理業許可証	許可番号、許可者の住所・氏名、許可年月日、業種、事業の範囲、許可の期間、処理を行う区域、許可の条件	第5条第1項
様式第4号	一般廃棄物処理業許可証再交付申請書	日付、申請者の住所・氏名、許可番号、許可年月日、紛失・損傷年月日、紛失・損傷の理由	第5条第3項
様式第5号	浄化槽清掃業許可（更新）申請書	日付、申請者の住所・氏名、許可・更新の別、事業の範囲、事務所及び事業場の名称及び所在地、事業の用に供する施設の概要、事業を行う区域、従業者数、料金、事業開始予定年月日	第8条第1項
様式第6号	浄化槽清掃業許可証	許可番号、許可者の住所・氏名、許可年月日、事業の範囲、許可の期間、事業を行う区域、許可の条件	第8条第1項



様式第7号	一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証	許可者の住所・氏名、許可年月日、許可番号、施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類、処理能力、許可の条件	第11条の2
様式第8号	一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設使用前検査確認証	許可者の住所・氏名、日付、許可年月日、許可番号、施設の種類、施設の設置場所	第12条 第30条
様式第9号	一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設使用開始報告書	許可者の住所・氏名、日付、許可年月日、許可番号、施設の種類、施設の設置場所、使用前検査確認証の日付、使用開始年月日	第13条 第31条
様式第10号	一般廃棄物（産業廃棄物）最終処分場廃止確認証	許可者の住所・氏名、日付、許可年月日、許可番号、最終処分場の種類、最終処分場の設置場所	第17条第2項 第35条第2項
様式第11号	最終処分場台帳閲覧請求書	日付、申請者の住所・氏名・電話番号、最終処分場の所在地、最終処分場の名称、閲覧を請求する理由	第36条